

平成19年11月29日（木曜日）第1号

○議事日程	3頁
○本日の会議に付した事件	3頁
○出席議員	3頁
○欠席議員	4頁
○説明のため出席した者	4頁
○職務のため出席した事務局職員	5頁
○開会宣告	6頁
○開議宣告	6頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	6頁
○日程第 2 会期の決定	6頁
○日程第 3 議案第114号から 日程第 6 議案第117号まで	6頁
○委員会付託省略の議決	7頁
○閉会宣告	12頁

平成19年五所川原市議会第5回臨時会会議録（第1号）

---

◎議事日程

平成19年11月29日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 議案第114号 五所川原市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
  - 第 4 議案第115号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
  - 第 5 議案第116号 五所川原市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
  - 第 6 議案第117号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 議案第114号 五所川原市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
  - 第 4 議案第115号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
  - 第 5 議案第116号 五所川原市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
  - 第 6 議案第117号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 

◎出席議員（27名）

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
3番 片山 英幸 議員	4番 齊藤 一郎 議員
5番 山田 善治 議員	6番 伊藤 永慈 議員
7番 吉岡 良浩 議員	8番 成田 和美 議員
9番 鳴海 初男 議員	11番 平山 秀直 議員
12番 木村 博 議員	14番 山口 孝夫 議員

15番 松野武司 議員  
17番 古川幸治 議員  
19番 稲葉好彦 議員  
21番 阿部春市 議員  
23番 福士寛美 議員  
26番 加藤 磐 議員  
28番 川浪茂浩 議員  
30番 葛西収三 議員

16番 寺田武造 議員  
18番 秋元洋子 議員  
20番 磯邊勇司 議員  
22番 桑田 茂 議員  
25番 野呂國四郎 議員  
27番 三渦春樹 議員  
29番 工藤武則 議員

---

欠席議員（3名）

10番 高杉利彦 議員  
24番 木村清一 議員

13番 田中賢一 議員

---

説明のため出席した者（28名）

市 長	平 山 誠 敏
総 務 部 長	三 上 裕 行
財 政 部 長	佐 藤 茂 宗
民 生 部 長	佐 藤 文 治
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	白 戸 幸 一
会 計 管 理 者	中 村 健
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	奈 良 勝 義
次 長	
西北中央病院	平 山 耕 一
事務局長	
水道事業	工 藤 勝
所 長 心 得	
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	木 下 巽
教 育 部 長	木 村 一 善
監 査 委 員	大 野 欽 也

監査委員局長	高橋俊昭
選挙管理委員会委員長	川浪太刀男
選挙管理委員会事務局局長	三上隆
農業委員会委員長	太田昭市
農業委員会事務局局長	鈴木正徳
総務課長	関秀三
人事課長	佐藤方信
企画課長	小田桐宏之
財政課長	佐藤明
市民課長	長尾晶子
保護福祉課長	須藤久男
土木課長	三上義博

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局局長	高橋満直
次長	岩川静子
議事係長	小林耕正
庶務係長	飛鳥順一

午前10時17分 開会

◎開会宣告

- 議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員27名、定足数に達しております。  
これより平成19年五所川原市議会第5回臨時会を開会いたします。
- 

◎開議宣告

- 議長（齊藤一郎） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第1号により会議を進めます。
- 

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（齊藤一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、15番松野武司議員、16番寺田武造議員、17番古川幸治議員を指名いたします。
- 

◎日程第2 会期の決定

- 議長（齊藤一郎） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決定いたしました。
- 

◎日程第3 議案第114号から

日程第6 議案第117号まで

- 議長（齊藤一郎） 日程第3、議案第114号 五所川原市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案から日程第6、議案第117号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案までの4件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

- 市長（平山誠敏） 一登壇一

平成19年五所川原市議会第5回臨時会に提出いたしました議案の概要について御説明

いたします。

議案第114号は、五所川原市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案であります。

議案第115号は、五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案であります。

議案第116号は、五所川原市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案であります。

議案第114号から議案第116号までは、市議会議員、特別職の職員及び教育長の期末手当の支給割合に関する規定を改めるため提案するものであります。

議案第117号は、五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であります。職員の号給及び扶養手当の額並びに期末手当の支給割合に関する規定を改めるため提案するものであります。

本臨時会に提案いたしました議案は以上でございますが、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

---

◎委員会付託省略の議決

○議長（齊藤一郎） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案4件については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の4件については委員会付託を省略することに決しました。

---

○議長（齊藤一郎） 日程第3、議案第114号 五所川原市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長(齊藤一郎) 次に、日程第4、議案第115号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長(齊藤一郎) 次に、日程第5、議案第116号 五所川原市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第6、議案第117号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

2番。

○2番（井上 浩議員） 2番、社会民主党の井上浩でございます。

議案第117号につきまして、提案のうちの給与条例第27条にあります期末手当をこの12月より0.05月分引き下げる提案につきまして3点、関連して1点質問をいたします。

第1は、一般職員の期末手当は地方公務員法第24条でいう生計費であり、日々の生活を支える生活給であります。引き下げるべきではないと考えますが、提案の内容が実施されれば一般職員の期末手当は総額でいかほど減り、職員お一人当たりでいかほど減ることとなるのでしょうか。

質問の2点目は、期末手当、勤勉手当に関しましては、人事院勧告では年間4.45月より0.05月引き上げ、4.5月とすとなっており、県の人事委員会勧告では逆に4.45月より0.05月引き下げて4.4月にすると相反する勧告が出ております。県内の民間の調査では、期末手当は昨年は4.36月でございましたが、この1年間で0.05月上がり、4.41月という調査も県の人事委員会勧告の報告では出ておりますが、国公準拠ではなく、県の人事委員会準拠とした理由をお伺いしたいと思います。

3点目は、財政再建ということで、当市でも本年4月より一般職員の給与が特例条例により引き下げられています。同様に特例条例で給与が引き下げられています県職員につきまして、県の人事委員会の今回の勧告に伴う報告の説明の中では、ラスパイレス方式で民間給与と比較した場合、減額後は職員給与が民間給与を2,412円、0.64%下回り、減額前では8,351円、2.14%上回ると較差報告をしております。同様に当市の場合も民間給与と比較した場合、どのような状況と考えられるのでしょうか。関連いたしまして、確かに6月に閣議決定をされました経済財政改革の基本方針の2007の中では、地域の民間給与を反映させる、このような主張のもとに国、県の指導があるやに思いますが、民間が厳しいから下げるのではなく、民間の活力をつくっていくことが当市にも求められているのではないのでしょうか。そうした場合、民間から見てやはり同じ仕事、責任の度合いや学歴、年齢等でやっているのに市のほうが高いのではないか、そのような気持ちが出ることもそれはあると思います。そうした場合に、当市の中におきまして、もし万が一、仮に同じ職場の中で学歴、前歴、職歴などが同様でありながら賃金に



差があるとすれば、勤労意欲、士気にもかかわると考えますが、当市においては合併後そのような状態は残っているのでしょうか、ないのでしょうかお伺いをしておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（三上裕行） 井上議員にお答えいたします。

質問は3点ございました。まず、2点目のほう、私からお答えして、数字的な質問に対しては人事課長から答えさせます。

国の人事院勧告が期末手当0.05引き上げで、県の人事委員会の勧告が0.05引き下げとなっております。それで、県のほうに準じた理由ということでございます。昨年度当市は財政の健全化計画を策定し、この4月から職員の皆さんにも給与カットをお願いして進めているところでございます。先般説明いたしました行政改革中間報告並びに26日の説明で申し上げているとおり、事務事業、かなりにわたってこれから市民の皆様サービス低下につながるような結果もございます。これから事業の見直しを進めていく中で、県内10市ございますけれども、ほかの市も県の人事委員会勧告に準じるような私どもの調べでございました。そのような中であって、現在このような財政状況にある当市だけが凍結あるいは国に準じて引き上げては市民の皆様の理解を得られないのではないかという判断で、今回は県の人事委員会の勧告に準じることとしたものでございます。

○議長（齊藤一郎） 人事課長。

○人事課長（佐藤方信） それでは、私から御質問にお答えを申し上げます。

まず、一般職員の期末手当につきましては総額で約1,030万円の減額となります。また、職員1人当たりにつきましては約1万8,000円の減となります。

次に、当市の民間給与と比較した場合、どのようになると考えられるのかという御質問でありましたけれども、これにつきましては当市において民間給与の状況を調査したということはこれまではございませんが、県全体と市の民間給与を比較した場合、市のほうが低くなると思われませんが、県と市の職員給与を比較した場合、市のほうが低いということになり、ほぼ同様の格差になるのではないかと考えられます。

次に、3市町村の給料格差は残っているのかという御質問でございますけれども、これにつきましては、合併前は旧市町村おのおのの昇給、昇格基準によりまして給与が決定されております。合併時において、その給料をベースに新市の基準にスライドさせております。したがって、合併前の3市町村の昇給、昇格基準が違っておりましたので、その分給料に差があるということでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 2番。

○2番（井上 浩議員） 2番、井上でございます。どうもありがとうございました。いづれにいたしましても、官民の差、あるいはあらゆる職場におきましても本来同一労働には同一賃金という原則が確立されなければいけないと考えます。競争の名のもとに格差が拡大をされ、それが常態化するような今の現状に対して、市当局におかれましても率先してこのような少なきことを憂えるのではなく、等しからざることを憂える、そういった行政運営に努力していただきますようお願いをいたしまして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

反対討論ですか、賛成討論ですか。

○1番（花田 進議員） 反対討論です。

○議長（齊藤一郎） 1番。

○1番（花田 進議員） 一登壇一

日本共産党の花田進です。議案第117号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案のうち、期末手当の引き上げに反対の立場から討論に参加します。

本条例案は、平成19年……

（「引き上げじゃなく引き下げだよ」と呼ぶ者あり）

○1番（花田 進議員） 引き下げに反対の立場から討論に参加します。ありがとうございました。

本条例案は、平成19年10月5日に出された青森県人事委員会の青森県職員の給与に関する報告及び勧告を根拠に出され、その内容は、1つは初任給を中心に若年層に限定した給与月額引き上げ、2つ目は子等にかかわる扶養手当の支給月額引き上げ、3つ目は期末手当の引き下げであります。この改正提案のうち、3番目の期末手当の引き下げについては反対するものであります。

その理由は、第1に県人事委員会の勧告は県職員に出されたものであり、市町村がそれに従う義務はありません。まして国の人事院勧告では期末、勤勉手当は引き下げではなく、逆に0.05月の引き上げとなっています。それにもかかわらず、県人事委員会が県職員に実際に支給されている月額給与が民間よりも低いことを認めつつ、そこへの勧告は行わず、さらに民間のボーナス支給が増加傾向にあると述べながら、殊さら期末、勤勉手当の引き下げにこだわった内容であります。

第2に、給与の引き下げは労働条件の変更であり、600名もの市職員が署名で一時金の増額を要求している中で、労働組合などとの合意のないまま提案されることは大きな問題であります。

第3に、市職員は財政難を理由とした給与の減額支給を受けている中で、さらなる給与の引き下げは職員の仕事に対する士気や情熱に水を差すものであります。

第4に、地域に一向に明るさの兆しが見えない中で、今回の給与改定で市の財政はトータルでは850万円ほどの経費節減になりますが、消費の減退や民間業者、企業がこれに倣い、ボーナス引き下げなどを行うことを考えると、この額以上に地域経済に与えるマイナスの影響があるものと考えられます。

以上の観点から、条例の期末手当の引き下げに反対するものであります。市職員とともにこの難局を乗り越えていくためにも期末手当の引き下げの意見に議員の多数の賛同を期待するものであります。

○議長（齊藤一郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） これにて討論を終結いたします。

本件は起立により採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

---

◎閉会宣告

○議長（齊藤一郎） これにて平成19年五所川原市議会第5回臨時会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年11月29日

五所川原市議会議長 齊 藤 一 郎

五所川原市議会議員 松 野 武 司

五所川原市議会議員 寺 田 武 造

五所川原市議会議員 古 川 幸 治